

# 医師の意見書(医師記入)

病名 _____	園児名 _____
集団生活に支障ない状態までに快復したので _____ 年 ____ 月 ____ 日から登園可能と判断します。 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
医療機関 _____	
医師名 _____	印又はサイン _____

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生をできるだけ防ぐために、厚生労働省のガイドラインにそって登園の基準を下記のように決め、感染症回復時に「**医師の意見書**」の提出をお願いしています。園児が登園可能かどうかの判断については、感染しやすい期間を配慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご配慮くださいますようお願いいたします。

なお 保健所から、流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ A型 B型	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
風疹	発しんが出現の前の7日から後7日間ぐらい	発しんが消えてから
水痘（水ぼうそう）	発しんが出る1～2日前からかさぶたができるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、眼の充血等症状が出現した数日間	主に症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	眼の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、症状が消失してから
アデノウイルス感染症		医師により感染の恐れがないと認められてから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等ペロトキシン産大腸菌）	便中に菌を排出している間	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎（サルモネラ、キャンピロ、O157、O26、O111等）	便中に菌を排出している間	症状がないか、下痢などの症状が治まり全身の状態が安定してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師より感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められてから
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	発症前から発症後5～10日間	発症日を0日として、発症から5日を経過し、かつ、症状が軽快してから1日を経過してから